

令和 4 年第 1 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 4 年 3 月 17 日提出 追加議案第 3 号～第 7 号)

(個人情報保護版)

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 3	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	市 長	P 4
追加 4	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	”	P 6
追加 5	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	”	P 8
追加 6	令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	”	P11
追加 7	訴えの提起について	”	P26

追加議案第 3 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 17 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 160」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後のさくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、この規定により令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、165 分の 10 を乗じて得た額（以下この項におい

て「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

追加議案第 4 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 17 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 160」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後のさくら市長等の給与及び旅費に関する条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、この規定により令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、165 分の 10 を乗じて得た額(以下この項において「調整額」とい

う。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

追加議案第 5 号

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 17 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 57.5」に改める。

(さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

一部改正)

第 2 条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後のさくら市職員の給与に関する条例（第 1 号イにおいて「新給与条例」という。）第 17 条第 2 項（同条第 3 項又は第 2 条の規定による改正後のさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 10 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びさくら市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第 17 条第 4 項から第 6 項まで（さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 18 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項、さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 34 号）第 4 条又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 35 号）第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ

次に定める割合

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第17条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

ウ さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

エ 会計年度任用職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び法第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項の規定により採用された職員をいう。） 85分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加議案第 6 号

令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 191 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 4,978 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 17 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
8 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
257,220	1,915	259,135
4,065	1,915	5,980
4,047,870	1,915	4,049,785

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
18,878	1,915	20,793
17,247	1,915	19,162
4,047,870	1,915	4,049,785

令和4年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
8 繰入金	257,220
歳入合計	4,047,870

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
1,915	259,135	
1,915	4,049,785	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	18,878	1,915
歳出合計	4,047,870	1,915

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
20,793				1,915	
4,049,785				1,915	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	257,220	1,915	259,135
	2 基金繰入金	4,065	1,915	5,980
	1 財政調整基金繰入金	4,065	1,915	5,980

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	1,915	財政調整基金繰入金	1,915

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	18,878	1,915	20,793				1,915
	1	総務管理費	17,247	1,915	19,162				1,915
		1 一般管理費	16,105	1,915	18,020				1,915

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,915	○国民健康保険事務 業務委託料
		1,915 1,915

追加議案第 7 号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方



2 事件の要旨

相手方は、柔道整復の施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったなどとして、本来であれば市が療養費等の全額を支給しないはずであるところ、これを支給させ市に損害を与えたため、損害金等の支払いを求めるものである。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害金等の支払いを求めるもの
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

4 訴訟遂行の方針

第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 4 年 3 月 17 日提出

さくら市長 花塚 隆 志